Camera & Imaging Products Association

欧州RoHS改訂案の懸念点

2011．4．18

一般社団法人 カメラ映像機器工業会（CIPA）

一般社団法人 カメラ映像機器工業会（CIPA）

- 銀塩カメラやデジタルカメラといった映像関連製品及びソフトウェア等の製造･販売に携わる企業によって構成される団体
- 製品規格･標準や技術研究に加え、環境問題などの産業全体の課題に取り組み、写真･映像文化の発展に貢献することを目指す

CIPA組織図

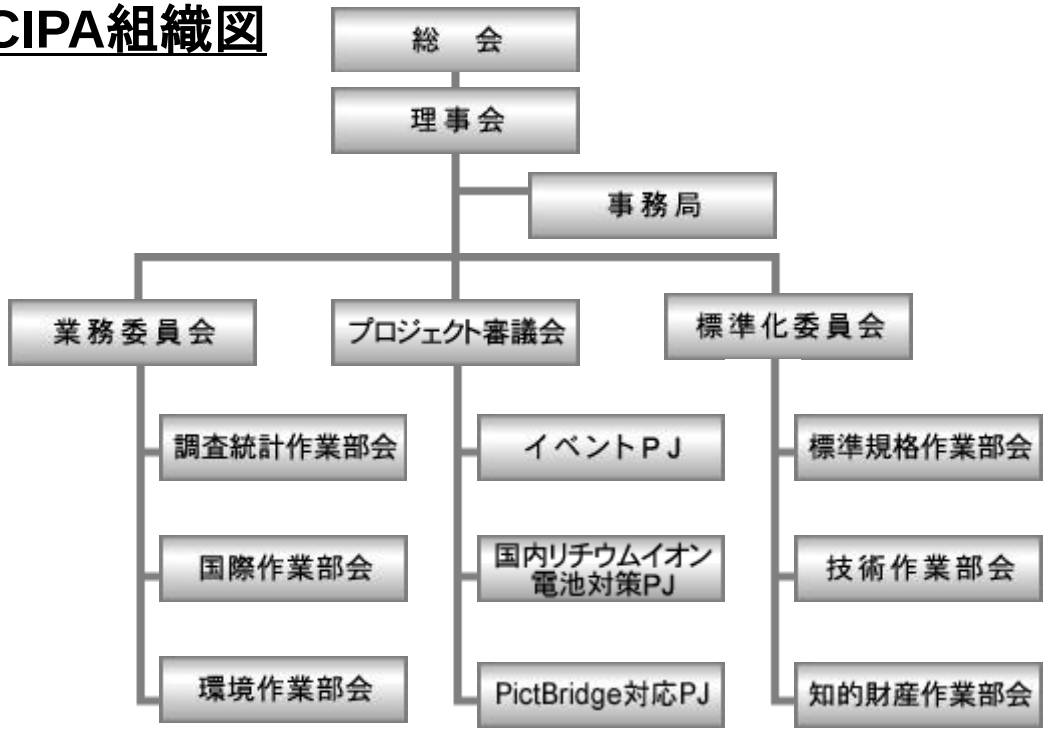

（CIPAホームページより）

一般社団法人 カメラ映像機器工業会（CIPA）

正会員

オリンパス株式会社
カシオ計算機株式会社
キヤノン株式会社
コニカミノルタオプト株式会社
株式会社シグマ
セイコーエプソン株式会社
セイコープレシジョン株式会社
ソニー株式会社
株式会社タムロン
株式会社トキナー
株式会社ニコン
日本電産コパル株式会社
パナソニック株式会社
富士フイルム株式会社
HOYA株式会社（PENTAX）
マミヤ・デジタル・イメージング株式会社
株式会社リコー

特別会員

財団法人日本カメラ財団

賛助会員

Adobe Systems Incorporated
アナログ・デバイセズ株式会社
アルプス電気株式会社
イーソル株式会社
株式会社イメージリンク
株式会社AOFジャパン
カールツァイス株式会社
京立電機株式会社
株式会社コシナ
コダック株式会社
Samsung Electronics Co., Ltd.
サミット・グローバル・ジャパン株式会社
三洋電機株式会社
シーアンドシー・サンパック株式会社
ジェネラル・イメージング・ジャパン株式会社
シャープ株式会社
シュリロ トレーディング カンパニー リミテッド
セイコーインスツル株式会社
Xenon Technologies Pte., Ltd.
大日本印刷株式会社
株式会社タカラトミー
Tessera, Inc.
株式会社東芝
Dolby Japan株式会社
日東光学株式会社
日本ヒューレット・パッカード株式会社
ノキア・ジャパン株式会社
パナソニック・フォト・ライティング株式会社
株式会社日立製作所
富士精密株式会社
富士ゼロックス株式会社
株式会社富士通研究所
ブラザー工業株式会社
plawa-feinwerktechnik GmbH & Co. KG.
Microsoft
ライカカメラジャパン株式会社

カメラと欧州WEEE/RoHSの関係

・デジタルカメラは現在の欧州RoHS規制の対象

・銀塩カメラ等は電源を使用するかどうかで対象か否かを判断

	WEEE指令	RoHS指令
デジタルカメラ本体	対象	対象
電源使用銀塩カメラ本体	対象	対象
電源非使用銀塩カメラ本体	対象外	対象外
電源使用交換レンズ単体	対象外	対象
電源非使用交換レンズ単体	対象外	対象外

欧州RoHS改訂案の懸念事項①

1　対象製品がオープンスコープとなり、ACコード等も対象となると予想されるが、CEマーク表示が義務になってくる場合の扱い。

2　現在、CEマーク表示が不要な製品にまで、表示が必要になってくる。CEマーク表示の対象品目でも、付属品、消耗品等の扱いをどうするか不明。小さい物にもマーキングが必要となれば、メーカーへの負担が過大。

3　RoHSのCE表示が必要になった場合、WEEEの表示と合わせて、どうするか整合が必要。

（注）第一回の勉強会で説明があった内容に関連する項目もあるが、事前に提出した懸念事項を列挙している。

欧州RoHS改訂案の懸念事項②

4　RoHSのCE適合宣言の運用方法が不明。低電圧指令やEMC指令のように、テストレポートを添付するわけにもいかず、いかに適合宣言するかが課題。

5　CEマーク関連対応（自己認証、適合宣言、技術文書）の義務化時期が明示されていない。各加盟国ごとに開始時が示されることになり、対応時期の事前判断が困難。

6　(15)The technical development of electrical and electronic equipment without heavy metals, PBDE and PBB should be taken into account.
「重金属、PBDEおよびPBBを用いない電気電子機器の技術開発を考慮するべき」とあるが、禁止になる可能性のタイミングが不明。

欧州RoHS改訂案の懸念事項③

7 **(16) As soon as scientific evidence is available, and taking into account the precautionary principle, the *restriction* of other hazardous substances**

「科学的な証拠が得られ、予防原則を考慮した場合、直ちにその他の有害物質の制限を実施すべき」とあるが、「直ちに」とはどの程度の猶予期間を想定しているのか？

欧州RoHS改訂案の懸念事項④

8　Article 15　Rules and conditions for affixing the CE marking　The CE marking shall be affixed visibly, legibly and indelibly to the *finished* EEE or to its data plate. Where that is not possible or not warranted on account of the nature of the EEE, it shall be affixed to the packaging and to the accompanying documents.
「CEマーキングは、完成品のEEE上に不可能な場合、パッケージ、及び添付される文書に掲載する」とあるが、
本体から分離可能な部品に関する規定が不明確。
また、パッケージ及び本体の添付文書に記載することで、
本体から分離可能な部品にも適合されたとできるのか？

関連ある欧州RoHS除外項目①

7(a)
高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金）

Lead in high melting temperature type solders (i.e. lead-based alloys containing 85% by weight or more lead)

適用例：半導体デバイス内部配線のハンダ

関連ある欧州RoHS除外項目②

7(c)-I
コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品（例、圧電素子），もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品

Electrical and electronic components containing lead in a glass or ceramic other than dielectric ceramic in capacitors, e.g. piezoelectronic devices, or in a glass or ceramic matrix compound

適用例：抵抗体等の電気部品

欧州以外の海外規制動向

・規制物質は欧州と共通でも、要求事項が異なる場合がある

・今後も世界各国から独自の規制が公表される可能性が高い

＜欧州以外の事例＞

・中国　適用製品リスト、適用除外、独自マーク、含有情報記載

・トルコ　基準クリアを意味する製品表示を要求

・ウクライナ　取扱説明書に含有情報記載を要求

中国：環境保護使用期限

トルコ：規制適合表示

ご清聴ありがとうございました

一般社団法人カメラ映像機器工業会

（CIPA）